

第33回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月26日(木)午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (11名)

会長	11番	岩楯 重治		
会長職務代理	12番	眞利子 隆		
委員	1番	松丸 直義	3番	関口 賢一
	5番	山寄 一男	6番	佐久間 梅吉
	7番	田嶋 正剛	8番	芦田 正之
	9番	田島 勝	10番	橋本 智明
	13番	石川 善一		

4. 欠席委員 (2名)

2番	村山 雅美	4番	大場 幸一
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	関山 健二	農産係長	出口 耕太郎
主査	酒井 俊之	主任	中倉 由美子
主事	宮代 祐輔		

7. 会議の概要

- 議長 それでは、ただ今より第33回江戸川区農業委員会を開会します。
日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願
いいたします。橋本委員さんと石川委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。
- 議長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いします。
- 事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用のための権利移動届
出の報告について）について、専決により書類を受理しましたので、報告します。件
数は4件です。転用場所・内容については、議案書のとおりです。以上でございます。
- 議長 報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)
- 議長 質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存
じます。
- 議長 次に、報告第2号をお願いします。
- 事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届
出の報告について）について、専決により書類を受理しましたので、報告します。件
数は6件です。転用場所・内容については、議案書のとおりです。以上でございます。
- 議長 報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)
- 議長 質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存
じます。
- 議長 次に、議案第1号の審議をお願いいたします。
- 事務局 議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要す
る適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号の1ですが、議案
書記載のとおり4筆です。該当地は次ページの地図のとおりです。以上でございます。
- 議長 議案第1号の1について、山岸委員さんが確認を取ってございますので、報告をお
願いします。

山寄委員

令和2年3月10日に事務局の酒井主査、中倉さんにご同行いただきまして、●●さんの現地を確認して参りました。農地は3か所あり、1か所目は自宅の裏側で鉄骨ハウスです。確認した際はすでに出荷された後できれいに耕耘されていました。2か所目は2筆で1つの畑になっており、畑にある鉄骨ハウスの中ではトマトが植え付けられておりました。また、空いている箇所にはこれからナス等の作付けを行うとのことでした。3か所目の畑は農地としてきれいに管理されており、ジャガイモ等を作付けされていました。これからは夏野菜の作付けをされる予定とのことでした。●●さんは春から夏にかけては庭先販売をされており、秋から冬にかけては小松菜を大田市場に出荷されています。ご家族で一生懸命に作業されており、農地としてきれいに管理されておりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長

次に、議案第2号の審議をお願いいたします。

事務局

議案第2号（生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて）についてご審議願います。

議案第2号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆です。申請場所については、次ページ以降の地図のとおりです。以上でございます。

議 長

議案第2号の1について、山寄委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

山寄委員

令和2年3月10日に事務局の酒井主査、中倉さんにご同行いただきまして、●●さんの現地を確認して参りました。この畑はご主人が亡くなりまして息子さんが相続されました。該当の畑は鉄骨ハウスとなっており、きれいに管理されておりますが、相続の関係で売却を決断されたとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次、議案第3号の審議をお願いいたします。

事務局 議案第3号租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて) についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。議案第1号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年7月7日～令和元年7月8日です。続いて、議案第3号の2の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年8月21日～令和元年8月20日です。続いて、議案第3号の3の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年12月16日～令和元年12月17日です。以上でございます。

議 長 議案第3号の1について、私が確認を取ってございますのでご報告いたします。

岩楯委員 令和2年3月6日に事務局の酒井主査と●●さんの現地確認をしました。●●さんは以前から優秀な篤農家として、現在は息子さんと二人で作業されています。生産された作物は豊洲市場に出荷されているとのこと。私も以前から●●さんの農業経営はしっかりやっていると存じておりましたので、何の支障もない農業経営でございました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 議案第3号の2について、田嶋委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

田嶋委員 それでは報告いたします。令和2年3月6日に事務局の酒井主査と●●さんの現地確認をしました。畑は2か所あり、1か所目は更地でしたが、4月から区民農園として利用すること水道の工事がされておりました。2か所目は鉄骨ハウスが建てられており、ハウスの中はすでに出荷された後で、一部小松菜が残っている状況でした。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 議案第3号の3について、田島委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

田島委員 それでは報告いたします。令和2年3月6日に事務局の酒井主査と●●さんの現地確認をしました。畑は3か所あり、1か所目はパイプハウスと路地が半分ずつの畑で、ハウスの方は小松菜が栽培されており、一部ブロッコリーが収穫されたあとがありました。路地は一部絹さやが栽培されており、これから夏に向けて夏野菜を植えるとのことでした。2か所目は自宅脇の畑で、こちらもパイプハウスと路地が半分ずつで、ハウスの方は小松菜、路地の方は空豆や大根などがきれいに作付けされておりました。

た。3か所目はパイプハウスであり、七草用の大根を栽培されていたそうですが、こちらのハウスは撤去して、いずれはふれあい農園にする計画とのことでした。

●●さんは主に小松菜を栽培されており、大田市場に出荷されています。夏は一部直売をされています。農地としてきれいに管理されておりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。